

駒ヶ根市
屋外広告物の手引き

目次

屋外広告物等に関する条例の目的	2
屋外広告物等に関する条例の概要	2
屋外広告物の定義（屋外広告物とは）	3
禁止物件（屋外広告物を表示設置できない物件）	4
禁止広告物（表示設置できない広告物）	5
禁止地域（屋外広告物を表示設置してはいけない地域）	6
許可地域（屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域）	7
許可地域内で許可申請を要しない広告物と許可の基準	8
許可申請の手続きの流れ	11
広告物の面積算定について	12
禁止地域における自己用広告物の表示について	13
違反広告物への対応について	13
屋外広告業の登録	14
特定屋内広告物	15
望ましい広告物のガイドライン	16
各広告物のガイドライン	16
地域性、場所性、周辺との関係性を考慮する	18
デザインの質を向上する	19
調和・共存を考える	22
景観を考慮する	23
景観育成住民協定について	27

屋外広告物等に関する条例の目的

屋外広告物は街並みに活気を与える重要な役割を担っているとともに、住民の暮らしにおいて、また駒ヶ根へ訪れるみなさんにとって、必要不可欠なものです。

しかし、形態や状態によって景観や安全面で改善しなければならないと思われる屋外広告物も一部に見受けられることがあります。

駒ヶ根市では屋外広告物等の表示または設置において、広告物の適正な維持管理の推進やより良い景観の創出のため、平成 27 年 4 月 1 日から市独自の条例として、駒ヶ根市屋外広告物等に関する条例がスタートしました。

この条例では、今までの長野県屋外広告物条例に代わって屋外広告物等の規制基準や申請手続きなどを定めています。

屋外広告物等に関する条例の概要

屋外広告物の表示設置に関するルールを大きく 2 つに分けて市内全域を対象としています。

○物的なもの

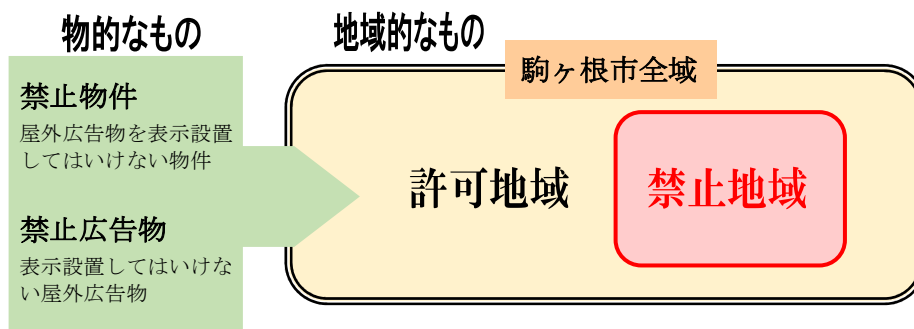
屋外広告物を表示設置してはいけない物件→**禁止物件**

表示設置してはいけない屋外広告物→**禁止広告物**

○地域的なもの

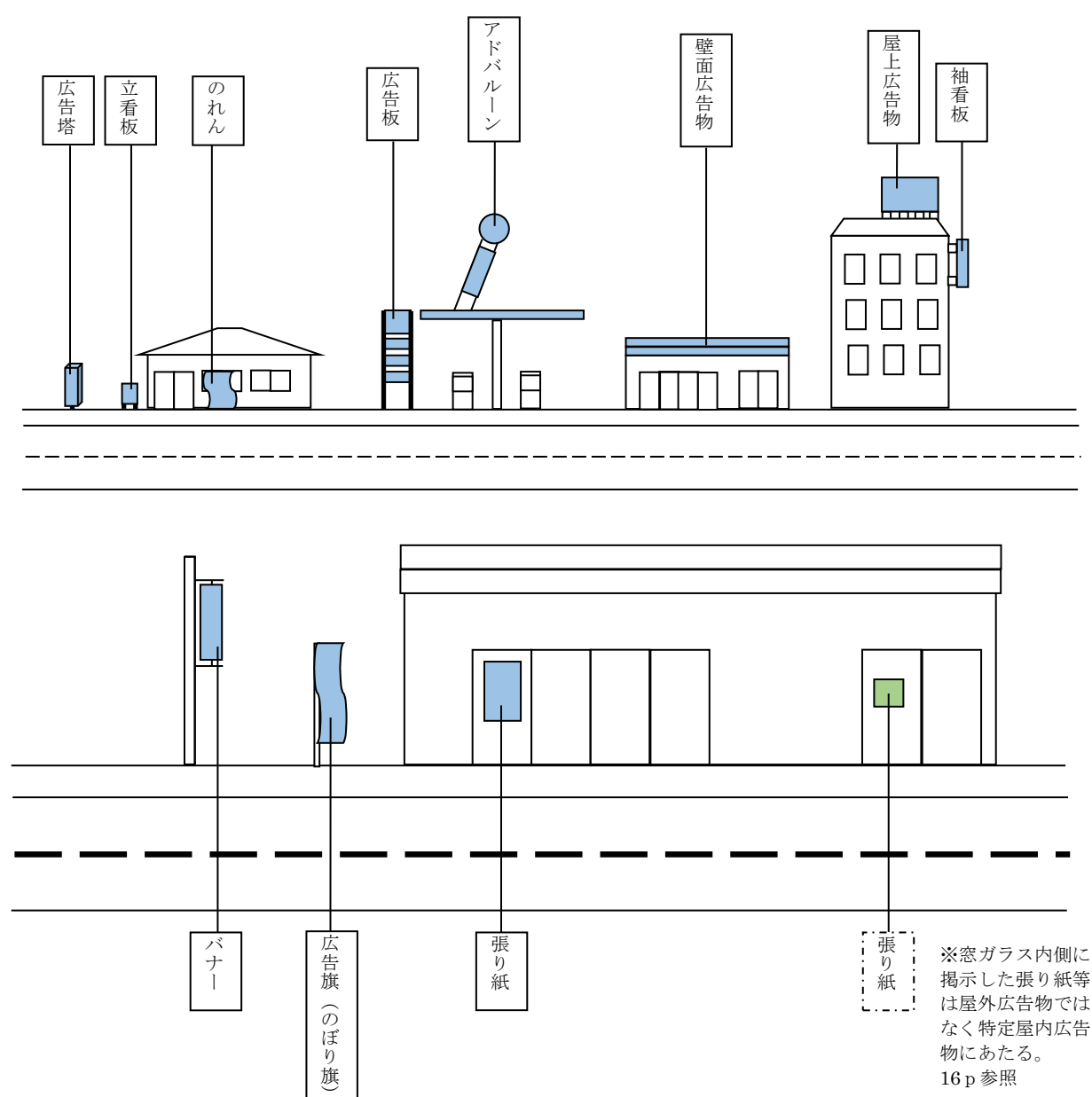
屋外広告物を表示設置してはいけない地域→**禁止地域**

屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域→**許可地域**

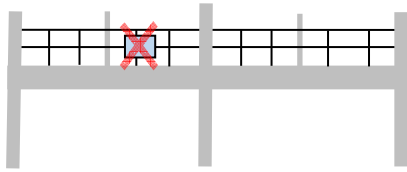


屋外広告物の定義（屋外広告物とは）

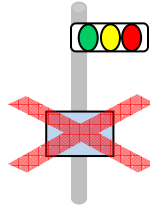
- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ② 屋外で表示されるものであること
- ③ 公衆に表示されるものであること
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること



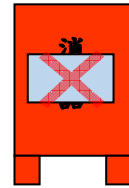
禁止物件（屋外広告物を表示設置できない物件）



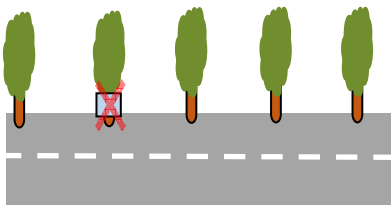
- ・橋
(歩道橋、車道・鉄道用も含む)



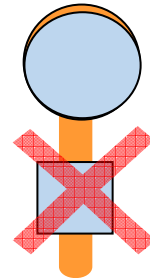
- ・信号機、道路標識および道路交通情報の管理施設



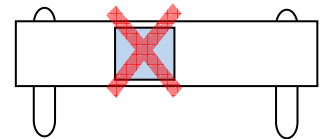
- ・火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設



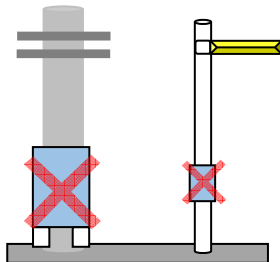
- ・街路樹、路傍樹



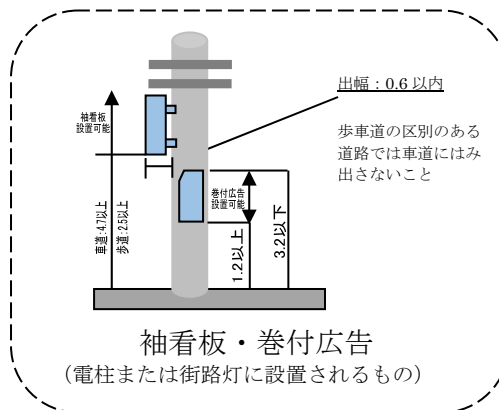
- ・カーブミラー



- ・道路上のさく及び駒止



- ・電柱、街路灯柱
(右記の広告物を除く)



その他

- ・銅像及び記念碑
- ・公衆電話ボックス
- ・送電塔
- ・貯水塔
- ・よう壁（道路の防護施設に限る）
- ・路上変電塔
- ・高架構造物
- ・景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木及び、要綱で指定する景観保存樹木、樹林
- ・パーキング、チケット発給設備（道路交通法第 49 条第 1 項に規定する設備）

適用除外規定があります

- ① 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動の為に表示し、又は設置するもの（条例第 8 条第 1 項第 1 号）
- ② 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの（条例第 8 条第 1 項第 2 号）
- ③ 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（条例第 8 条第 1 項第 3 号）
- ④ 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの（条例第 8 条第 1 項第 4 号）
- ⑤ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示し、又は設置するもので、一定基準内のもの（条例第 8 条第 1 項第 5 号及び規則第 6 条第 1 項）

禁止広告物（表示設置できない広告物）

- ・汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- ・破損し、又は老朽化したもの
- ・倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ・保安上使用する場合を除き地色に彩度 15 以上を使用しているもの
- ・保安上使用する場合を除き蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの
- ・天空を照らす照明器具を使用したもの

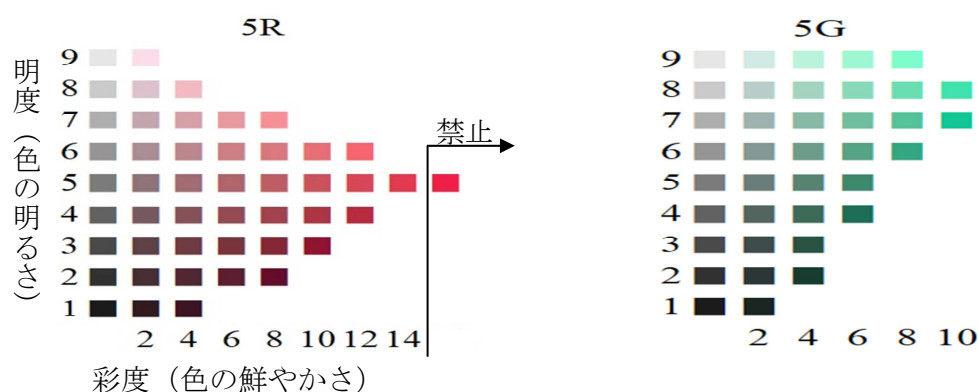
○地色の彩度制限について

地色とは

広告物に使用されている色のうち、使用面積が最大のものをいいます。

彩度とは

色の鮮やかさをいい、マンセル色票系ではこれを数値化しています。赤、オレンジ系統の色は彩度 15 以上場合があります。



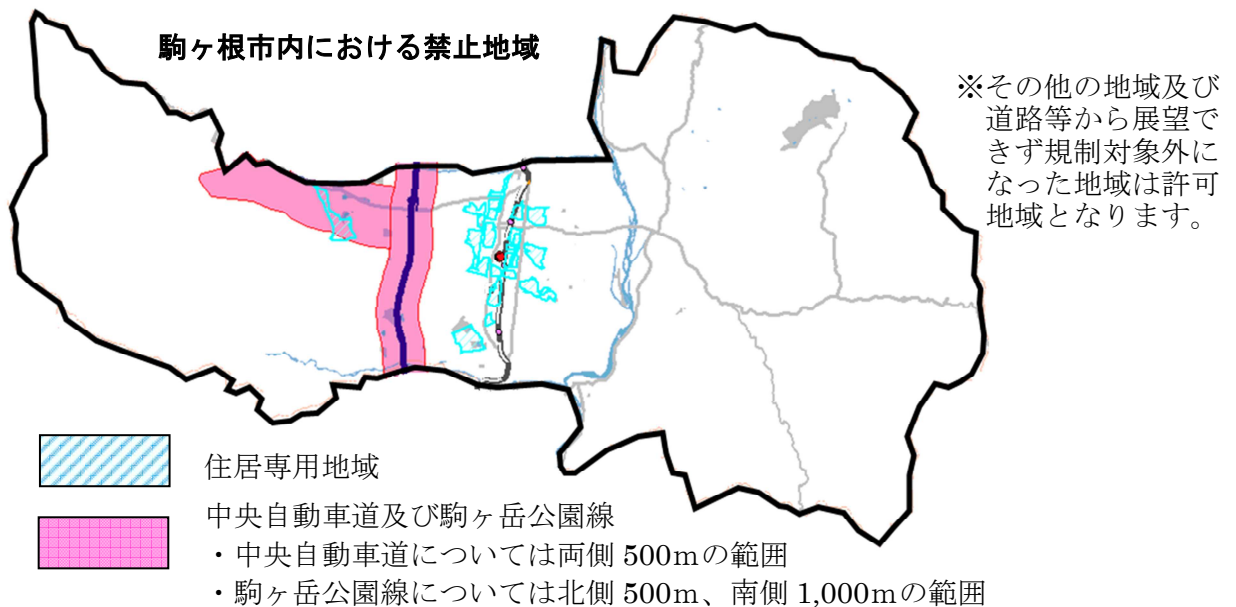
○天空を照らす照明器具について

夜間、照明を使用する場合、屋外広告物が対象ではなく、サーチライトなど天空を対象として照らす照明器具を使用したものとなります。

禁止地域（屋外広告物を表示設置してはいけない地域）

屋外広告物禁止地域内にあっては、一定の適用除外となる広告物以外の広告物を表示したり設置することができません。

- ① 都市計画法の規定により定められた住居専用地域
（第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域）
- ② 中央自動車道及び県道駒ヶ根駒ヶ岳公園線から^{*}展望できる範囲のうち一定の地域



※展望できる範囲について

道路上などから明確に視認できるものが規制対象となり、指定区域内であっても規制の対象外となる場合があります。具体的事案については、窓口にてご相談ください。

適用除外規定があります

- ① 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第1号）
- ② 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの（条例第8条第1項第2号）
- ③ 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第3号）
- ④ 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの（条例第8条第1項第4号）
- ⑤ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、一定基準内のもの（条例第8条第1項第5号及び規則第6条第1項）
- ⑥ 自己の事業所などに表示する一定規模以下の自己用広告物
（総表示面積 10 m²以下、高さ 8m以下のもの）（条例第8条第2項第1号ア及び規則第6条第2項第1号）
- ⑦ 表示期間が 30 日を超えない一時的又は仮設的なもので表示期間及び責任者の住所氏名が明示されたもの（条例第8条第2項第1号イ及び規則第6条第2項第2号）
- ⑧ 営利を目的としない一定基準内のもの（条例第8条第2項第1号ウ及び規則第6条第2項第3号）
- ⑨ 著名な地点、観光拠点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、市長の許可を受けたもの（条例第8条第2項第2号）

許可地域（屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域）

屋外広告物許可地域内にあっては、一定の適用除外広告物以外の屋外広告物の表示設置にあたり、駒ヶ根市長の許可が必要となります。許可を受けようとするときは、駒ヶ根市役所までお問い合わせください。

禁止地域の範囲を除いた駒ヶ根市内全域

許可手数料・期間について

許可にあたっては手数料と期間が定められています（許可基準についてはP8～P12）

種別	広告物の大きさ	金額（1個当たり）	許可期間
広告板類、広告塔類、 アーチ類 （屋上、壁面、袖看板 等）	2㎡未満のもの	800円	3年
	2㎡以上5㎡未満	1,300円	
	5㎡以上10㎡未満	2,100円	
	10㎡以上15㎡以下	4,100円	
	15㎡を超えるもの	4,100円に15㎡を超えて5㎡ごとに800円を加えた額	
動光、点滅照明、ネオン等を使用したもの （以下動光等）	5㎡未満	1,500円	
	5㎡以上10㎡未満	2,300円	
	10㎡以上15㎡以下	4,500円	
	15㎡を超えるもの	4,500円に15㎡を超えて5㎡ごとに800円を加えた額	
立看板、広告幕	上記表に準ずる	上記表に準ずる	6ヶ月
広告旗（のぼり旗等）	1個につき	100円	
アドバルーン	1個につき	3,200円	
張り紙、張り札	10枚につき	100円 （10枚未満の端数があるときは10枚に切り上げる）	

許可地域における適用除外（許可不要）

- ① 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第1号）
- ② 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの（条例第8条第1項第2号）
- ③ 国又は地方公共団体が公益上の必要に基づき表示し、又は設置するもの（条例第8条第1項第3号）
- ④ 祭典その他年中行事等のために慣例上使用するもの（条例第8条第1項第4号）
- ⑤ 表示期間が30日を超えない一時的又は仮設的なもので表示期間及び責任者の住所氏名が明示されたもの（条例第8条第2項第1号イ及び規則第6条第2項第2号）
- ⑥ 営利を目的としない一定基準内のもの（条例第8条第2項第1号ウ及び規則第6条第2項第3号）
- ⑦ 他の法令の許可を受けて表示設置するもので一定基準内のもの（条例第8条第3項第3号及び規則第6条第4項）
- ⑧ 許可地域内で許可申請を要しない広告物（P8～P12）に掲げるもの（条例第8条第3項第1号及び規則第6条第3項）

許可地域内で許可申請を要しない広告物と許可の基準

許可不要広告物の共通事項：以下のものを使用しないこと

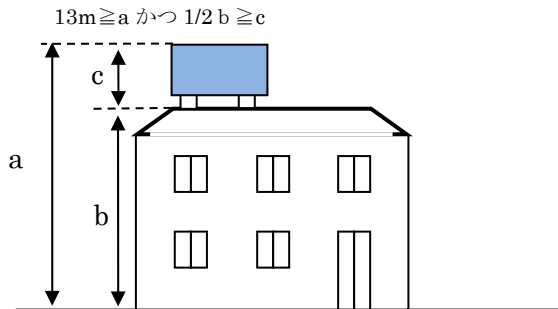
反射光のある素材を使用したもの

動光等使用したもので当該部分の面積の合計 1 m^2 を超えるもの

屋上広告物

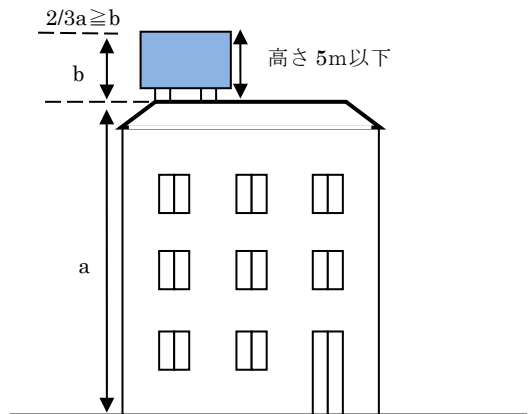
許可不要の基準

- ・建築物を含む高さ 13m 以内かつ広告物の高さが建物の高さの $1/2$ 以下
- ・建物の横にはみ出さない



許可の基準

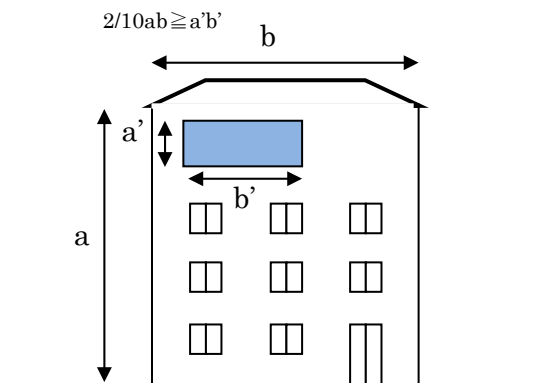
- ・広告物の高さが 5m 以下かつ建物の高さに対し $2/3$ 以内
- ・建物の横にはみ出さない



壁面広告物

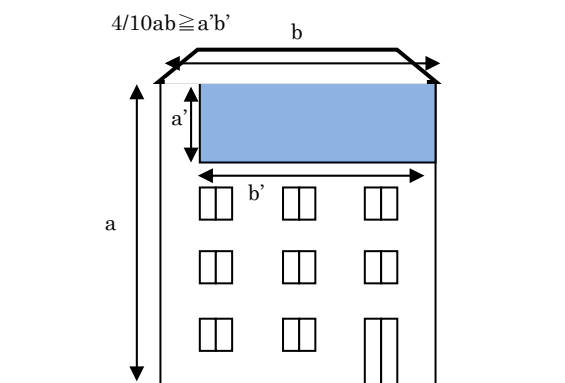
許可不要の基準

- ・建築物の当該設置面積の $2/10$ 以下



許可の基準

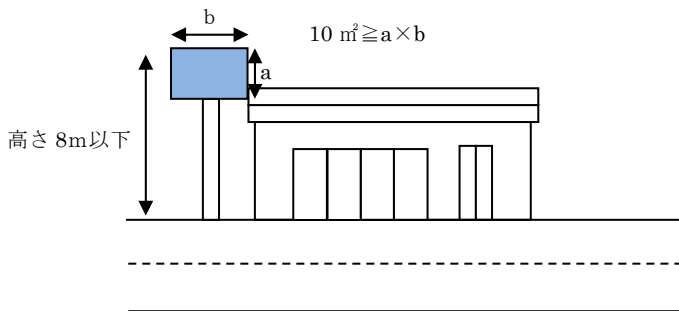
- ・建築物の当該設置面積の $4/10$ 以下
但し、彩度 8 以下の切り文字を使用し動光等が使用されていないものは $5/10$ 以下



地上に設置する広告物で自己の営業所がある敷地内に設置するもの（以下自己用広告物）

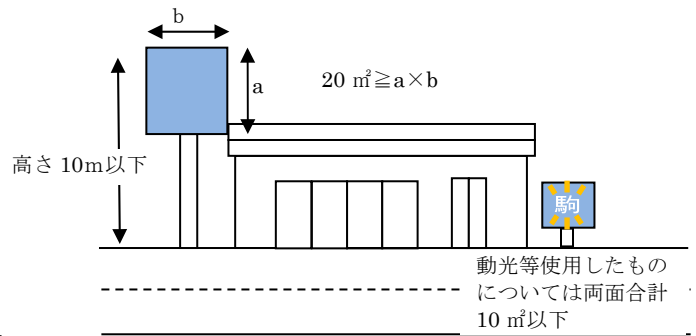
許可不要の基準

- ・ 高さ 8m 以下
- ・ 1 面の面積 10 m² 以下
- ・ 合計 20 m² 以下



許可の基準

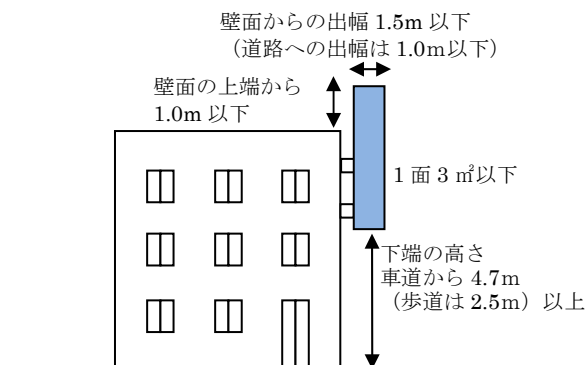
- ・ 高さ 10m 以下
- ・ 1 面の面積 20 m² 以下
- ・ 合計 40 m² 以下
- ・ 動光等使用したものは合計 10 m² 以下



袖看板

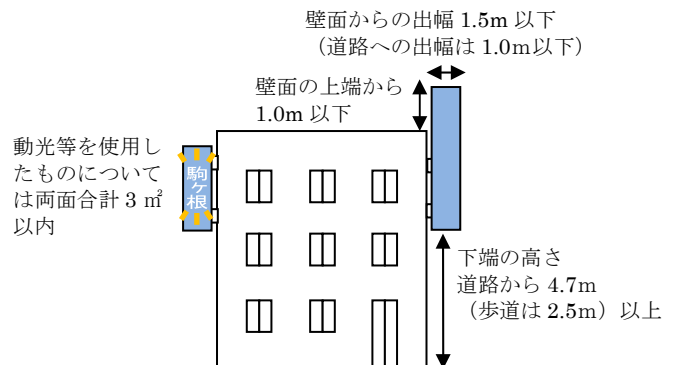
許可不要の基準

- ・ 壁面からの出幅 1.5m 以下
- ・ 道路への出幅 1.0m 以下
- ・ 壁面の上端の出幅 1.0m 以内
- ・ 下端の高さ車道から 4.7m 以上
歩道の場合は 2.5m 以上
- ・ 1 面の面積 3 m² 以下
- ・ 計 6 m² 以下



許可の基準

- ・ 壁面からの出幅 1.5m 以下
- ・ 道路への出幅 1.0m 以下
- ・ 壁面の上端の出幅 1.0m 以内
- ・ 下端の高さ車道から 4.7m 以上
歩道の場合は 2.5m 以上
- ・ 動光等を使用したものは合計 3 m² 以内



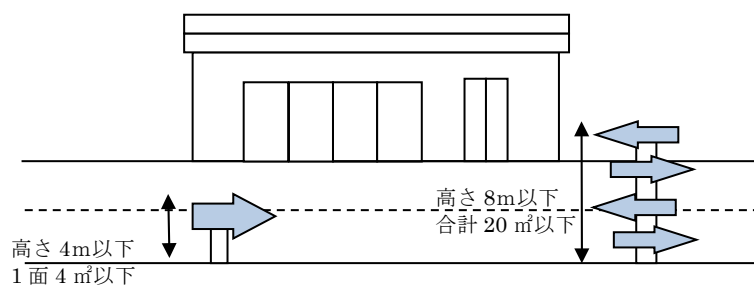
案内看板

自己用以外で地上に設置する広告物

許可不要の基準

- ・ 高さ 4m 以下
- ・ 1 面の面積 4 m² 以下
- ・ 合計 8 m² 以下

但し、2 以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する広告物の数が 1 件増すごとに高さ 1m、面積 2 m²を加える。ただし高さ 8m、合計面積 20 m²を限度とする



許可の基準

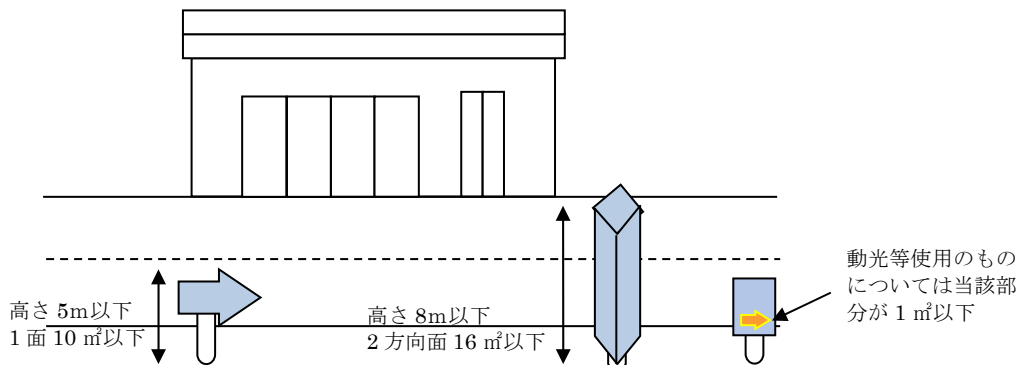
広告板

- ・ 高さ 5m 以下
- ・ 1 面の面積 10 m² 以下
- ・ 合計 20 m² 以下
- ・ 動光等使用したものについては当該部分が 1 m² 以下

但し、2 以上の者が共同して表示し、又は設置するものにあつては、表示する広告物の数が 1 件増すごとに高さ 2m、面積 3 m²を加える。ただし高さ 10m、合計面積 40 m²を限度とする

広告塔

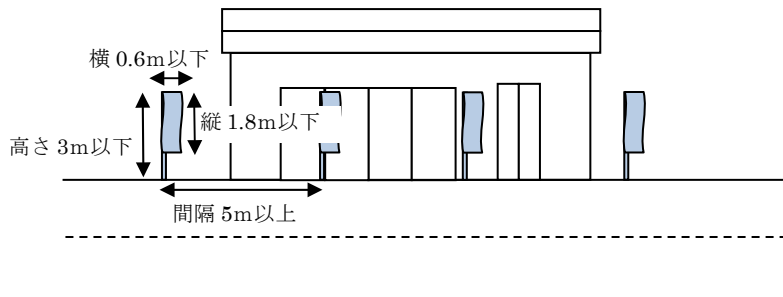
- ・ 高さ 8m 以下
- ・ 2 方向の面積 16 m² 以下
- ・ 合計 32 m² 以下
- ・ 動光等使用したものについては当該部分が 1 m² 以下



広告旗（のぼり旗）

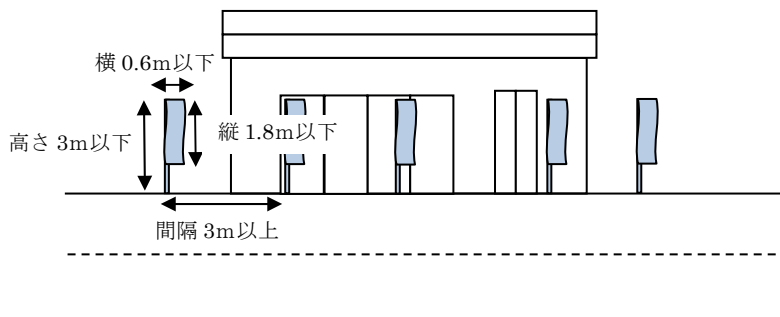
許可不要の基準

- ・ 大きさ 縦 1.8m以下 横 0.6m以下
- ・ 高さ 3m以下
- ・ 設置間隔 5m以上

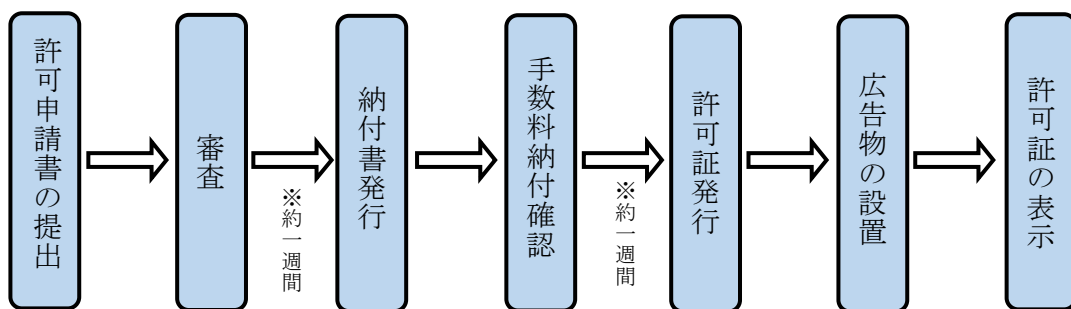


許可の基準

- ・ 大きさ 縦 1.8m以下 横 0.6m以下
- ・ 高さ 3m以下
- ・ 設置間隔 3m以上

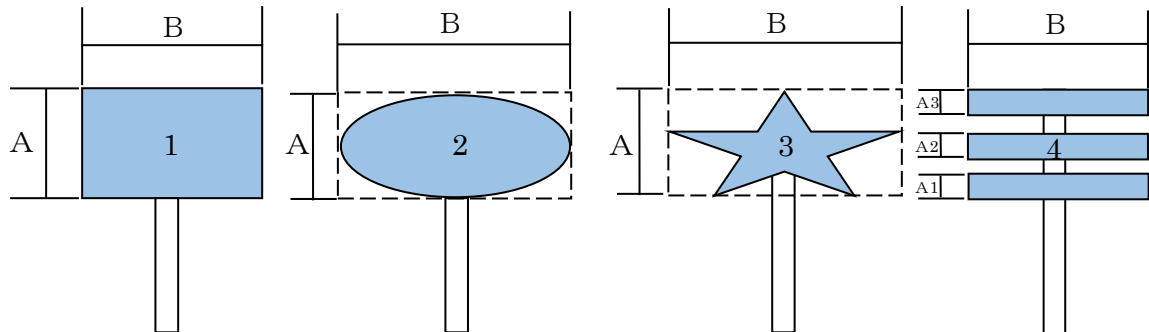


許可申請の手続きの流れ



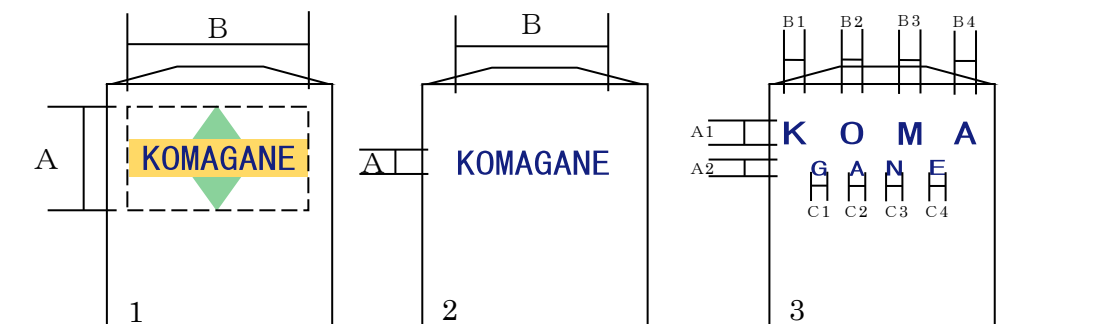
広告物の面積算定について

地上設置型広告



1. 四角形（正方形と長方形に限る） $A \times B$
2. 円（楕円を含む） $A \times B$ 最長と最短となる直径の積
3. 不正形のもの $A \times B$ 突出した最長辺を一边とした四角形で算定
4. 一掲出物件に複数の表示は当該複数の表示面積を合算
 $(A1 \times B) + (A2 \times B) + (A3 \times B)$

壁面広告

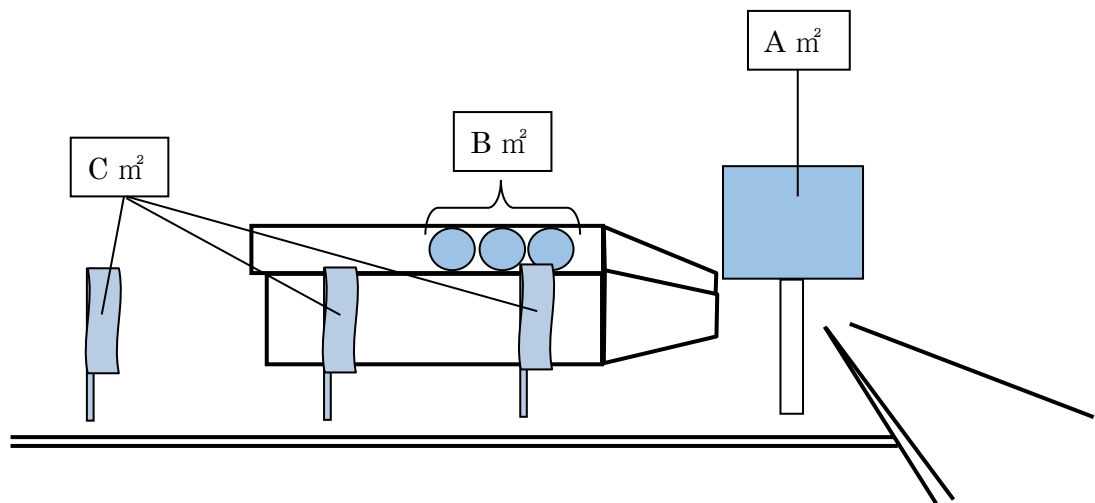


1. 板状のもの $A \times B$ （不正形のもの 突出した最長辺を一边とした四角形で算定）
2. 複数のものが集合してひとつの広告物を表示するものは四角形で算定 $A \times B$
3. 表示間隔が 1m 以上離れており独立していると考えられるものは個々で算定
 $(A1 \times B1) + (A1 \times B2) + (A1 \times B3) + (A1 \times B4) + (A2 \times C1) + (A2 \times C2) + (A2 \times C3) + (A2 \times C4)$

禁止地域における自己用広告物の表示について

禁止地域では「自己の事業所用で一定規模（10 m²）以下、高さ8 m以下のもの」について適用除外があります。自己の事業所もしくは店舗などの建築物が存在する敷地内で、その事業所・店舗に関連する広告物を「自己の事業所用」広告物としています。
一定規模（10 m²）以下かどうかは敷地内すべての広告物の面積を合算して判別します。

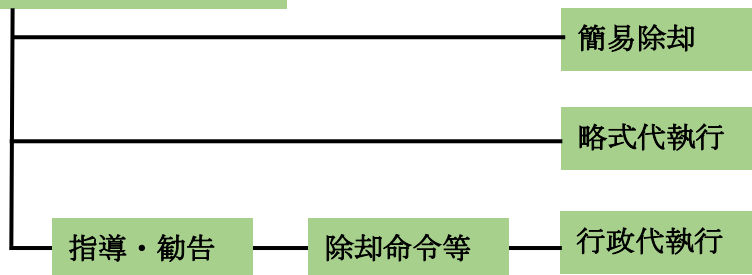
$$A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 + C \text{ m}^2 \leq 10 \text{ m}^2$$



違反広告物への対応について

許可を受けずに表示設置されているもの、禁止地域や禁止物件に表示設置されているもの、許可基準に定められた大きさに適合しないものなど適切でない屋外広告物に対し、屋外広告物法及び屋外広告物等に関する条例により必要な措置が定められています。

違反広告物への対応



※無許可の表示設置や措置命令違反等で悪質なものは罰金刑が課せられることがあります。

屋外広告業の登録

屋外広告業の登録義務

駒ヶ根市内で屋外広告業を営もうとする場合には、長野県知事の登録を受けなければなりません。

→ 詳細は長野県ウェブページをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/kokokugyo/index.html>

業務主任者の選任

屋外広告業を営む場合には、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者には、屋外広告士又は長野県・他の都道府県・政令指定都市・中核市の行った屋外広告物講習会の課程を修了した者又は次に掲げるいずれかを満たす者を選任できます。

- 職業能力開発促進法に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 講習会修了者と同等以上の知識を有するものとして知事が認定した者

屋外広告物を表示設置する皆さんへお守りいただくこと

管理義務

屋外広告物の表示設置者は、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにして良好な状態を保持しなければなりません。

除却義務

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたりしたとき、又は表示設置の必要がなくなったときは、ただちに屋外広告物を除却しなければなりません。

罰則

次のような場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

- 禁止されている地域や物件に表示設置したとき
- 許可が必要なのに許可を受けなかったとき
- 市長の改修、移転、除却の命令に違反したとき
- 登録をせずに屋外広告業を営んだとき など

※違反広告物は定められた手続きに従い、強制的に撤去される場合があります。

【行政代執行法】

特定屋内広告物

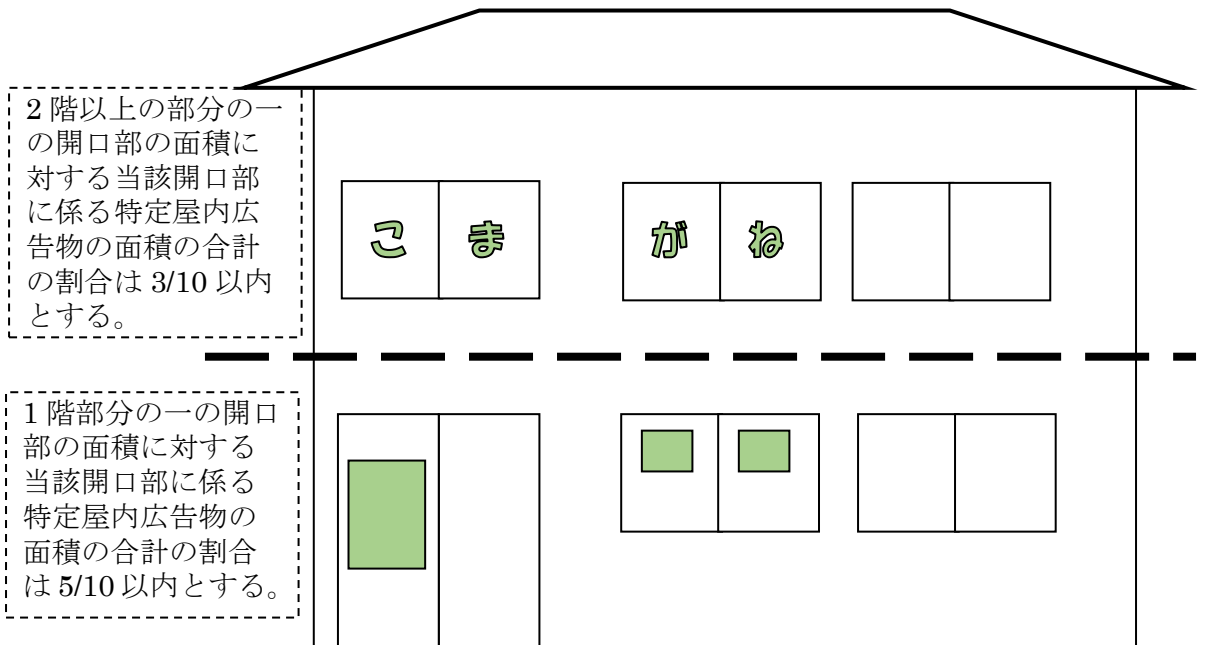
特定屋内広告物とは

建築物の窓等の開口部に設けられた窓ガラス等の内側に、直接・間接的に常時又は一定の期間を継続して屋外の公衆に表示する広告物をいいます。

具体的には、窓ガラスの内側からポスターやシートを張り付ける場合や、ガラスを隔てた建築物の内壁に文字等を表示する場合、それらは、特定屋内広告物に該当します。

特定屋内広告物の基準

特定屋内広告物については屋外広告物のように許可申請は不要ですが、以下の基準を設け、違反した場合には指導等の対象となります。



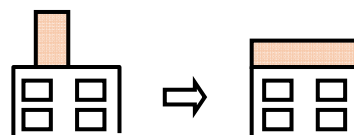
共通事項

- ・高さ、大きさ、色彩等に共通化を図ること。
- ・ひどく汚れていたり、色あせているもの、また破けたものは掲示しないこと。
- ・期限の過ぎた屋内広告物については早急に撤去すること。

各広告物のガイドライン

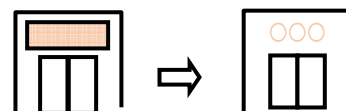
◆ 屋上広告物

突出した屋上広告物は、駒ヶ根市の山並みを望む景観に好ましくありません。なるべく建物と一体になるよう工夫し、周辺の建物とも調和を図りましょう。また、建物とデザインを合わせ、全体的なイメージアップを図りましょう。



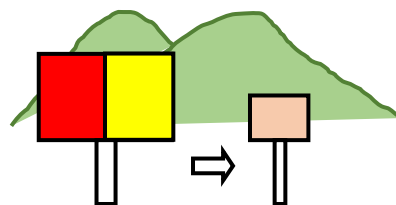
◆ 壁面広告物

壁面広告は、見る人の視線を意識し、なるべく一、二階部分にまとめましょう。また、建物と同系色の地色を採用し、切り文字などを積極的に採用しましょう。高層な建物に設置する場合には大きさ、デザインに配慮し山並みへの眺望を守りましょう。



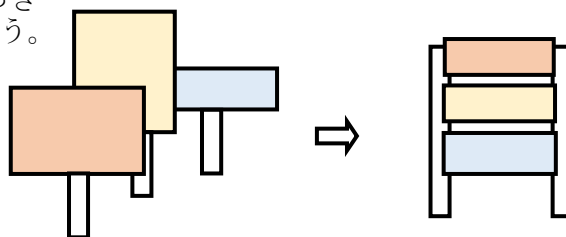
◆ 地上設置型広告物（自己用）

歩行者、車からの視線に対して有効な広告物である反面、大きすぎたり、派手になりがちな広告物でもあります。道路境界からできる限り後退するなど、山並みへの眺望を遮らないよう配慮し、大きさや色彩にも注意しましょう。また、なるべく1敷地内に1個とし、建物とデザインを合わせ、全体的なイメージアップを図りましょう。



◆ 地上設置型広告物（自己用以外）

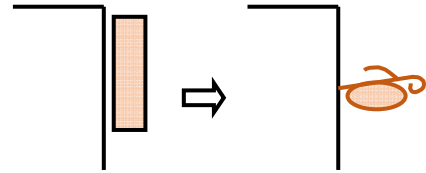
誘導用の広告物として、交差点や道路沿いなどに多く利用されています。設置は必要最低限とし、交差点の見通しや交通安全の妨げにならないよう、交差点から出来る限り離したり、なるべく周囲と合わせ、連続性を持たせるよう高さや大きさ、位置等に配慮しましょう。同じ敷地等に設置する場合は、なるべく集合看板にするなど、同様のデザインを用いることにより、すっきりとさせ、イメージアップを図りましょう。



各広告物のガイドライン

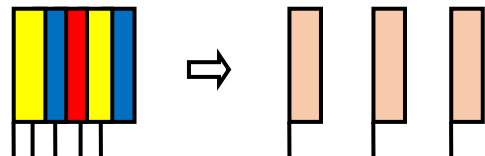
◆ 袖看板

袖看板は、建物の密集した土地では効果的に使用されます。しかし、建物に対して大きすぎたり、数が多いと煩雑なイメージを与えることもあります。設置する際には、大きさや色彩に配慮し、人の目線を意識して2階程度の高さまでとし、建物の壁面の上端を超えないようにしましょう。また、シンボリックなデザインや和風なデザインを取り入れることで、おしゃれな演出に効果的となります。



◆ 広告旗（のぼり旗）

広告旗は、手軽に移動、設置ができ、街を活気づかせる広告物です。しかし、赤や黄色の多用や広告旗の数が多すぎたり、長期間放置されたままのものは景観に影響を及ぼします。設置する際には、設置量、場所、期間、色彩などに配慮しましょう。



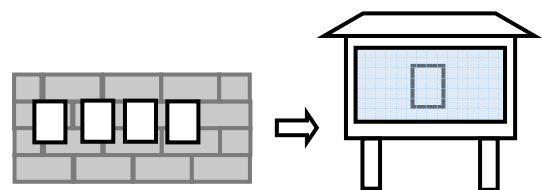
◆ 広告幕

広告幕は、広告旗と同じように短期間のイベントに活用されるものと、和風の演出に使用するもの（暖簾など）があります。前者は設置量、配置、期間、色彩に配慮しましょう。また、後者については日本の伝統色を積極的に採用しましょう。



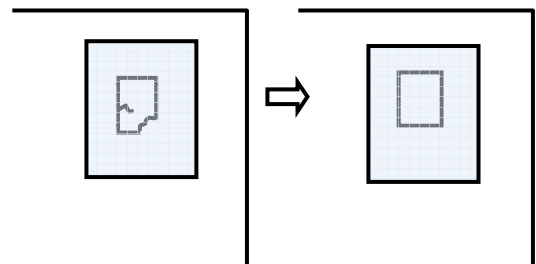
◆ はり紙・はり札

はり紙・はり札は比較的安価で多くの人への広告に非常に役立ちます。しかし同じ内容のものが連続して掲示してある状態は景観的に望ましいものではありません。また、掲示されたまま放置されている状態も同様です。掲示の際にはしっかりとしたフレームや専用の掲示板などに入れることにより広告物としてのイメージアップにつながります。



◆ 特定屋内広告物

はり紙と同様で、歩行者に対して効果を発揮する広告物になります。しかし、破れていたり、長期間掲示されることによる色あせなど逆効果になりやすいものもあります。掲示の際にはデザインを統一するとともに必要最小限度とし、ガラス窓等を生かして建物のイメージアップを図りましょう。



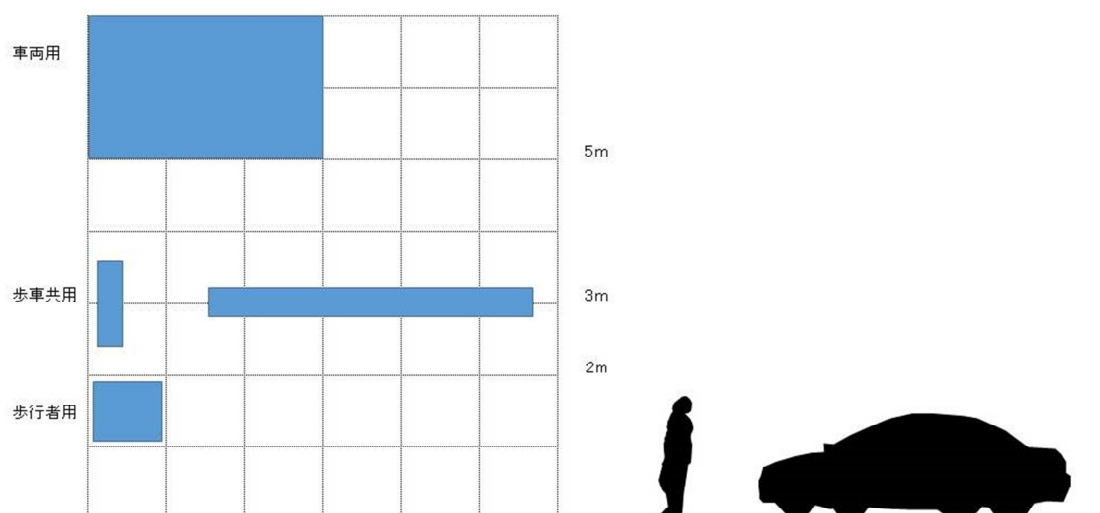
望ましい広告物のガイドライン

地域性、場所性、周辺との関係性を考慮する

駒ヶ根市は、東西にアルプスを望む自然豊かな地域です。広告物を設置する際には、対象（歩行者、車など）を明確にし、アルプスへの眺望を遮らないように努めましょう。特に、沿道では高さや数量に注意し背景の山並みとの調和を図りましょう。

【高さとお対象】

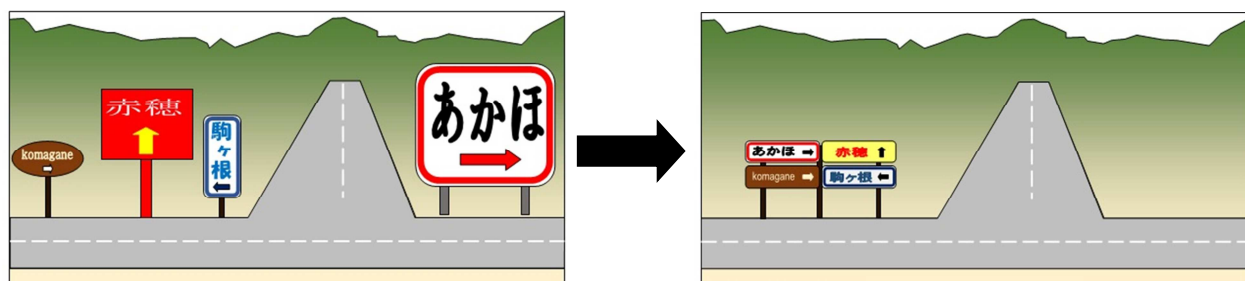
広告物を設置する際に、車両を対象としているか、歩行者を対象としているか検討したうえで広告物の高さを決めましょう。適正な高さだと対象がより読みやすくなります。



（長野県公共案内標識整備指針より）

【案内看板の集合化】

案内看板をまとめることにより、雑多な印象を与えず、統一感が生まれ、対象者にも伝わりやすくなります。



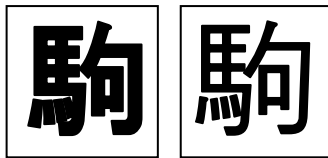
個人で所有する塀や柵などは屋外広告物禁止物件となりませんが、煩雑なイメージを与えることが多いので、看板の表示、設置は管理上必要となる最小限にしましょう。また、駒ヶ根市の玄関口である、駒ヶ根インター前や駒ヶ根駅前など特に注意しましょう。

デザインの質を向上する

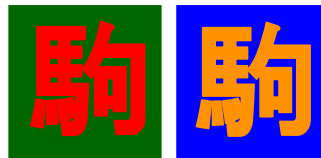
駒ヶ根市は、年間100万人を超える人が訪れる観光都市です。その中で、広告物は店舗や施設にお客様をいざなうとともに、街並みを印象付ける役割を担います。色遣いやデザイン、建物との統一感など細部にわたりお客様に心地良く感じてもらえるよう「おもてなしの心」を表現しましょう。

【文字と余白と色】

余白がバランスよく配置されていると文字が読みやすくなります。また、地色と文字の色の配色で反対色を使う場合には注意が必要です。



余白がある方が読みやすい



反対色の為違和感がある



反対色でもトーンや面積比により読みやすくなる



同色相でまとめると統一感が出る



アクセントカラーを使う場合の面積比は慎重に

【情報の質を高める】

移動中に広告物を見る時間は非常にわずかな時間です。伝えたい情報を絞りシンプルにすることで対象者へ伝わりやすくなります。



- ・ 一番知ってほしいことは何か
 - ・ 対象者は歩行者か車両か
 - ・ 余白は十分に取れているか
 - ・ 不必要な情報は無い
 - ・ 文字は距離を取っても読みやすいか
 - ・ 全体を見るのにどのくらいの時間がかかるか
- など十分に精査しましょう。

デザインの質を向上する

【工夫でセンスアップ】

広告物は店舗の「顔」です。形や照明などひと工夫を加えおしゃれな看板をデザインしましょう。

【形状】

単純な図形ではなく、ロゴ、シンボリックなデザインを積極的に採用しましょう。また、文字のスタイルもロゴ字体などこだわりを感じさせましょう。



ロゴマークを活用した広告物



和風な意匠を用いた袖看板

【照明】

内照式の照明はできる限り避け、間接照明・スポット照明などを使用し、センスアップを図りましょう。



昼間と夜間のイメージを変える照明



照明と反射を生かした広告物

【素材】

駒ヶ根市の雄大な自然に調和するようにしましょう。特に駒ヶ根高原では石や木などの自然素材を使用した広告物を積極的に利用しましょう。



自然素材を生かした広告物

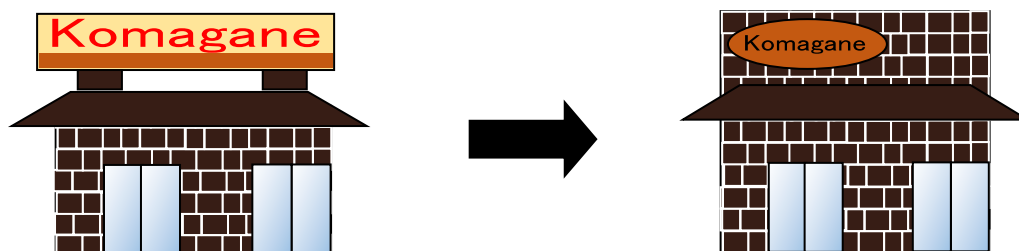


伝統的な素材を生かした広告物

デザインの質を向上する

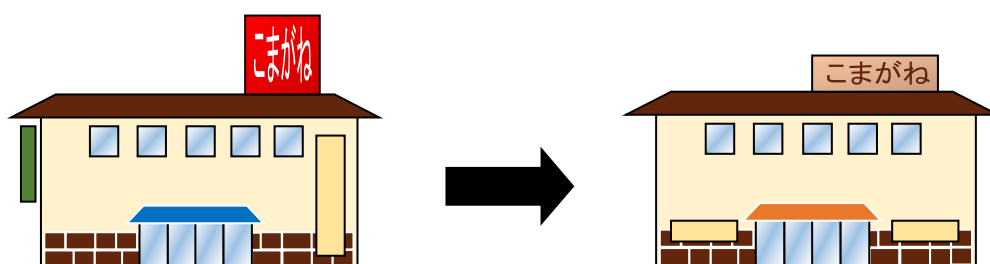
【建築物との調和】

建築物のイメージと統一感を持たせることにより、建築物と調和したおしゃれな広告物になります。



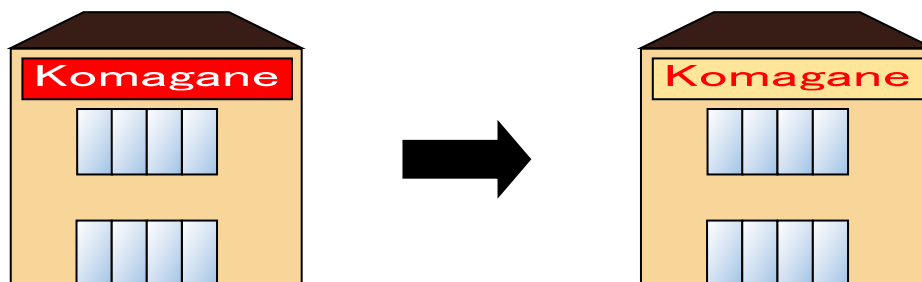
【広告物の統一と内容の整理】

広告物の意匠を統一することにより雑多な印象を軽減することができます。また、内容を整理すると、一つ一つの情報が伝わりやすくなります。



【地色の反転】

彩度の強い色が地色の場合、周辺の景観への影響が強くなります。地色の反転や建物と同じ色彩を使用するなどすることで周辺の景観に馴染みやすくなります。



調和・共存を考える

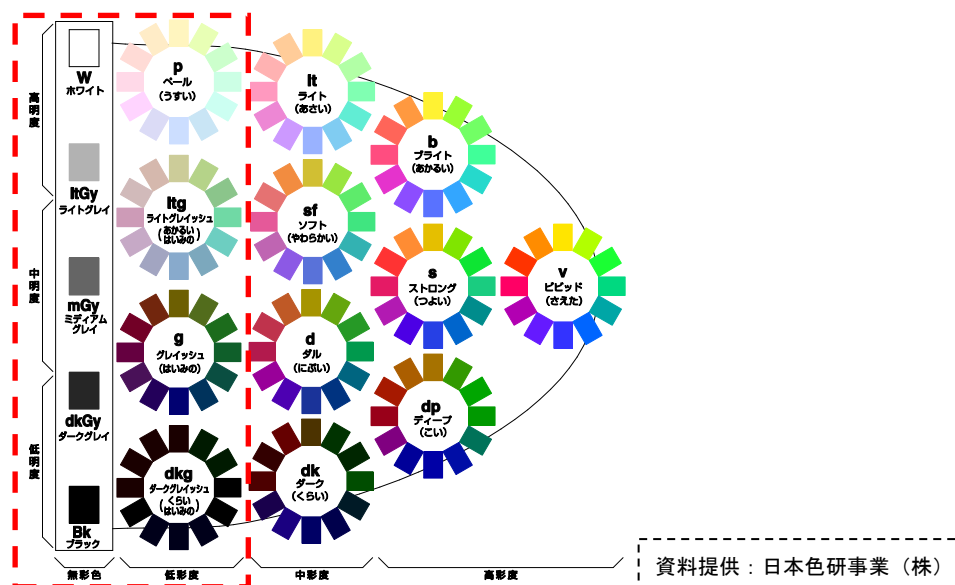
広告物は、街並みに彩りと活気を与える重要な役割を担っています。しかし、設置する場所や街並みとの調和を考慮しないと、広告物だけが主張し景観を阻害してしまうこともあります。設置する場合は背景や街並みを十分に意識し設置しましょう。

【色彩】

広告物を表示する際、最も大きな割合を占める色＝地色は、駒ヶ根市の街並みに調和した色を推奨します。また、文字の太さや余白、アクセントカラー（強調色）についても設置する場所や景観に十分に配慮しましょう。

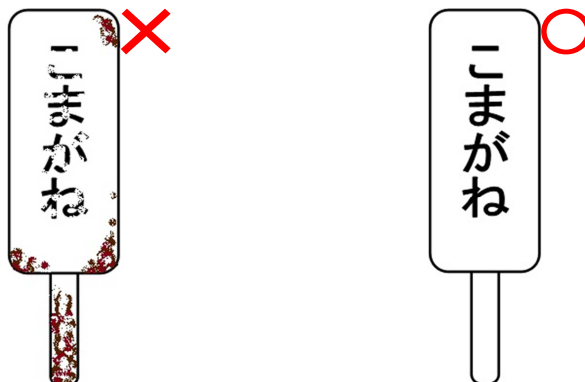
地色

下記の図のうち の範囲を推奨します。ただし、自然素材の地を生かしたものは除きます。



【適正な維持管理】

内容が読めないものや錆びついている看板は適正な看板とは言えません。安全性も含め、看板の適正な維持管理も管理者の責任となります。



景観を考慮する

駒ヶ根市は、伊南バイパスなどの沿道、市街地、駒ヶ根高原、田園地域など街並みがガラリと変化します。広告物を設置するエリアごとに景観に配慮し、駒ヶ根市全体の街並みを活気づけましょう。

【沿道エリア】…景観計画：景観道路軸

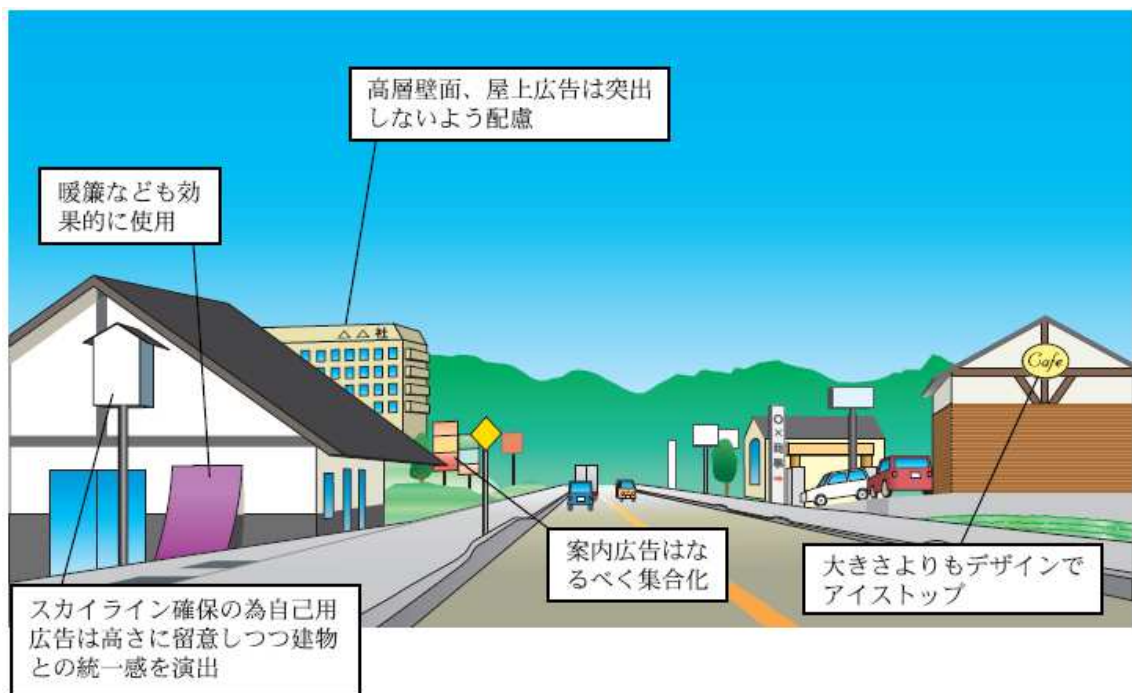
商業施設が多く、大型店舗も出店するエリアとなります。このエリアでは、高さや広告物の向きなどを配慮し、山並み、スカイラインの確保に努めましょう。

形態・意匠

ふたつのアルプスの眺望や自然景観との調和を意識し、広告物の大きさや派手さで目立たせるのではなく、ロゴマークなどのデザインや看板の形、植栽等を利用した工夫などで特徴を持たせるなど、雰囲気のある沿道景観づくりに努めましょう。また沿道に面して続く塀や壁、柵などに大きな広告物や多数の広告物を設置することは避けましょう。

高さ・大きさ

道路に面した広告物が多くなるエリアです。高い位置に設置する物については、道路境界から後退するなど山並みやスカイラインに配慮しましょう。また、屋上広告物については、突出しない様に建物と一体化を図りましょう。



景観を考慮する

【市街地エリア】…景観計画：市街地地域

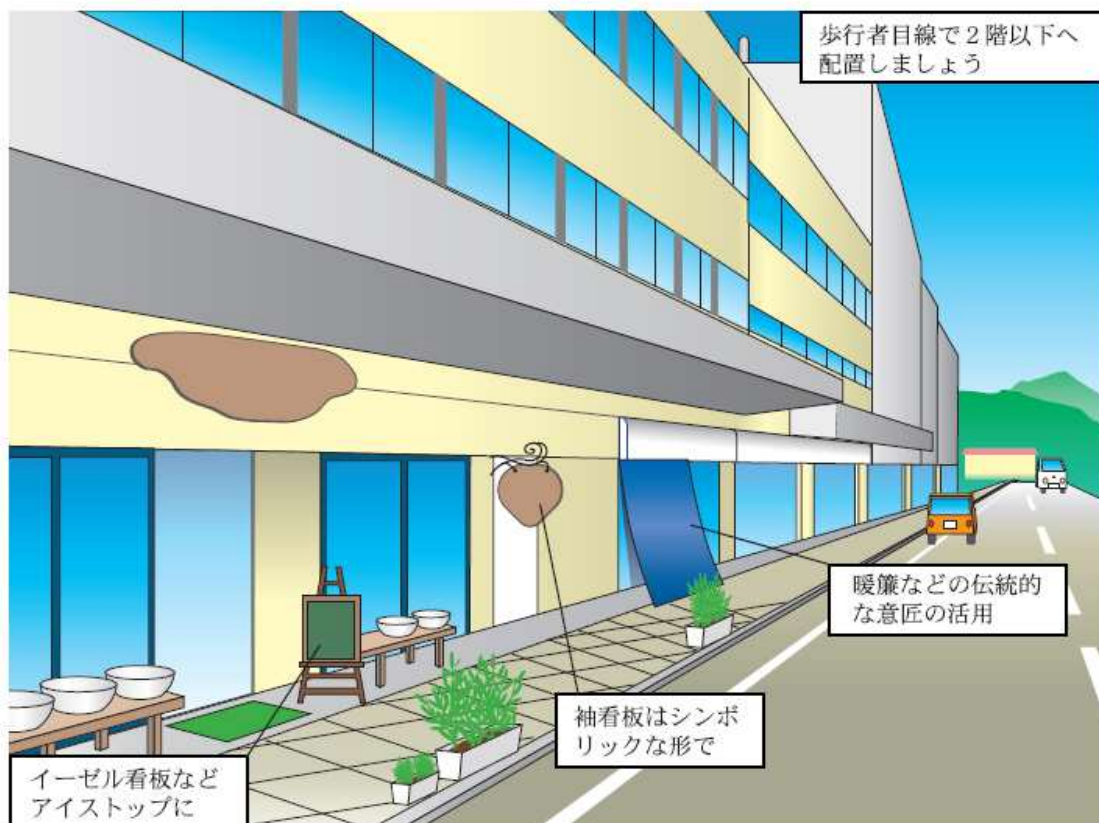
商業施設が密集したエリアです。このエリアでは、歩行者の視線を意識したコンパクトな広告物を効果的に使用しましょう。

形態・意匠

歩行者の視線を意識し、コンパクトかつお洒落な広告物になるよう配慮しましょう。アイストップの仕掛けにイーゼル看板や照明などを積極的に使用しましょう。また、隣り合う店舗と意匠を揃えることで統一感が生まれ、全体がすっきりと洗練された雰囲気演出できます。

高さ・大きさ

店舗が密集したエリアでは、大型の広告物の設置は難しいので、デザイン性を重視しましょう。また、店舗入り口部分に広告物をまとめて設置することにより、情報が見やすくなります。出来る限り広告物は2階以下の高さにまとめるよう配慮しましょう。



景観を考慮する

【高原エリア】…景観計画：観光・田園地域

伊那谷を代表する観光地として、多くの人が駒ヶ根市の自然を観光に訪れるエリアです。広告物も自然素材を生かしたものとして、周囲の景観をより良くしましょう。

形態・意匠

中央アルプスや駒ヶ根高原のイメージを求めて訪れるお客様に配慮したデザインや色、素材の広告物としてください。特に自己用広告物は、できるだけ自然素材の風合いを持つ素材やデザインとしましょう。色については、赤や黄色が目立つデザインや多色使いの写真などの使用は避けましょう。

高さ・大きさ

山並みへの眺望を遮らないよう、ビュースポットとの位置関係に気を付けましょう。また、沿道に設置する際は道路景観にも配慮し、道路境界から出来るだけ後退しましょう。



景観を考慮する

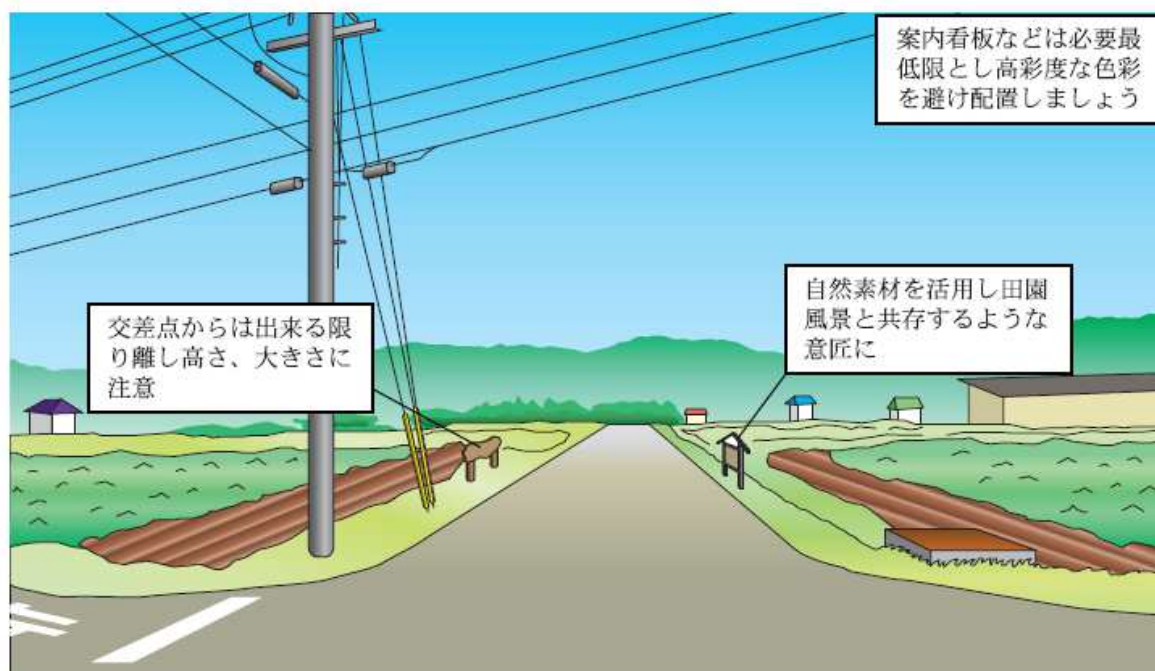
【田園エリア】…景観計画：山麓高原、周辺田園・河岸段丘、中山間地域
駒ヶ根市で最も広いエリアとなります。このエリアは駒ヶ根らしさが感じられる田園風景また、山岳風景が広がっています。広告物の設置には十分に配慮しましょう。

形態・意匠

のどかな田園風景等と調和するよう自然素材を活用しましょう。特に案内広告物は必要最低限とし、設置の際はなるべく集合化することにより周囲の景観を阻害しないよう気を付けましょう。また、高彩度の色彩もできる限り避け、淡い色彩で景観に調和するよう心がけましょう。

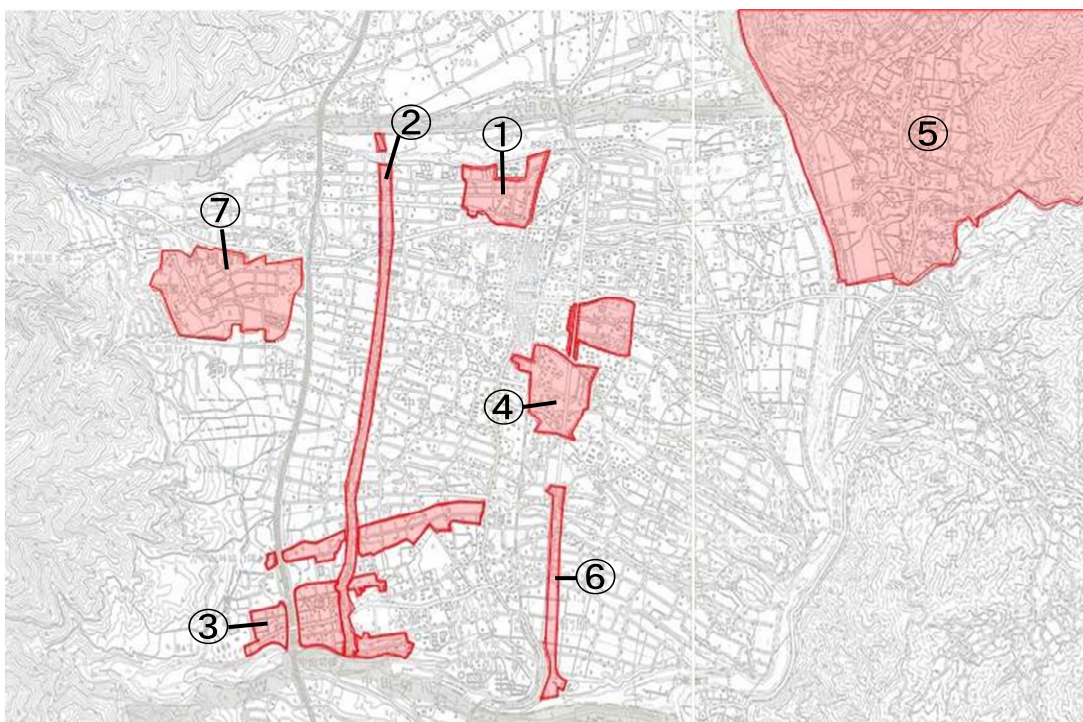
高さ・大きさ

周囲には、比較的高層建築物の少ない地域となります。広告物の高さ・大きさは出来るだけ抑え、田園風景などを阻害しないよう配慮しましょう。また、配置に関しても道路景観の阻害とならないよう広告物の向きなどに配慮しましょう。



【景観育成住民協定地域】

市内には現在 7 か所の「景観育成住民協定地域」があり、それぞれがより良い景観を目指して活動を行っております。この 7 つの地域内で広告物を表示、設置する場合には事前に地元の協議会と協議が必要となります。



①看護大学周辺地域景観形成住民協定

②広域農道沿線景観形成住民協定

③大徳原周辺地域景観形成住民協定

⑤東伊那景観形成住民協定

④ふたつのアルプス望岳の里

「南田市場」景観形成住民協定

⑥伊南バイパス「駒ヶ根南部」

⑦「光前寺周辺水仙の里」

景観形成住民協定

景観育成住民協定

※景観育成住民協定地区に関しては協定ごとに良好な景観形成のまちづくり基準を定めております。内容につきましては、ホームページもしくは地元の協議会にご確認下さい。